

# 独立行政法人福祉医療機構 第3期中期目標・中期計画（案）の概要

	「見直し案」	目標・計画（案）
事務及び事業の見直し	<p><b>1.福祉医療貸付事業</b></p> <p>福祉・医療分野については、今後、新たな成長が期待される分野と考えられることから、機構は当該分野に対する政策融資金融機関として大きな役割を担うことが求められているところであり、次期中期目標期間においては、こうした役割（使命）を十分果たすべく融資対象の重点的な拡大を行うとともに、民業補完を徹底し、融資対象の重点化を図るものとする。</p>	<p><b>福祉医療貸付事業</b></p> <p><b>福祉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。</li> </ul> <p><b>医療</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。</li> </ul>
	<p><b>1.福祉医療貸付事業</b></p> <p>(1) 民間金融機関と協調した融資の推進</p> <p>① これまでの融資や経営診断を通じて得てきたノウハウ等を民間金融機関に積極的に提供するものとする。</p>	<p><b>福祉医療貸付事業</b></p> <p><b>福祉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民業補完の推進の観点から、融資や経営診断を通じて得たノウハウ等を民間金融機関に提供するとともに、併せ貸しの一層の普及に努めること。</li> </ul> <p><b>医療</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民業補完の推進の観点から、融資や経営診断を通じて得たノウハウ等を民間金融機関に提供すること。</li> </ul> <p><b>福祉医療経営指導事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 機構が有する病院等の経営指導のノウハウについては、民間金融機関等へ普及を行うこと。</li> </ul>



# 独立行政法人福祉医療機構 第3期中期目標・中期計画（案）の概要

	「見直し案」	目標・計画（案）
事務及び事業の見直し	1.福祉医療貸付事業	福祉医療貸付事業
	<p>(1) 民間金融機関と協調した融資の推進</p> <p>② 借り手側にとってメリットがあるとされる併せ貸しの一層の拡大を図ることにより、民間金融機関の参入を促し、福祉・医療分野の更なる成長に資するものとする。その際、機構による貸付実績において、併せ貸しの利用が進んでいない児童福祉事業及び障害者福祉事業について要因を分析し、当該分析結果を踏まえて利用の向上に資する取組を行うものとする。</p>	<p><b>福祉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民業補完の推進の観点から、併せ貸しの一層の普及に努めること。</li> <li>○ 併せ貸しの普及にあたっては、併せ貸しの利用が進んでいない児童福祉事業及び障害者福祉事業について要因を分析し、当該分析結果を踏まえて利用の向上に資する取組を行うものとする。</li> </ul>
	<p>1.福祉医療貸付事業</p> <p>(2) 融資事業におけるモニタリングの推進</p> <p>次期中期目標期間においても引き続き、機構は、融資先の効率的な施設経営を図る観点から、経営基盤が脆弱とされている福祉・医療分野の事業者に対して、融資後の事業の状況や財務の状況等を把握するためのフォローアップ調査を実施するものとする。</p>	<p>福祉医療貸付事業（債権管理）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貸付債権の適正な管理 福祉医療貸付事業の貸付債権について、継続的に貸付先の事業の状況や財務の状況等を把握するためのフォローアップ調査を実施するとともに、債権区分別に適切な管理を行うこと。</li> </ul>
	<p>1.福祉医療貸付事業</p> <p>(3) 東日本大震災への対応</p> <p>次期中期目標期間においても引き続き、東日本大震災で被災した社会福祉施設及び医療関係施設等に対し、被災地支援に資するため復旧・復興資金等の優遇融資を実施するものとする。</p>	<p>福祉医療貸付事業</p> <p><b>福祉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災で被災した社会福祉施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧・復興資金等の優遇融資を実施すること。</li> </ul> <p><b>医療</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災で被災した医療関係施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧資金等の優遇措置を実施すること。</li> </ul>



# 独立行政法人福祉医療機構 第3期中期目標・中期計画（案）の概要

	「見直し案」	目標・計画（案）
<b>事務及び事業の見直し</b>	<b>1.福祉医療貸付事業</b>	<b>福祉医療貸付事業</b>
	<p><b>(4) 融資相談の強化</b></p> <p>次期中期目標期間においても引き続き、事業計画の早い段階からの確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業が図られるよう必要な見直しの提案、助言等を行うとともに、審査処理日数の維持を図るものとする。</p>	<p><b>福祉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉・介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するため、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。</li> <li>○ 審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図ること。</li> </ul> <p><b>医療</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するため、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。</li> <li>○ 審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図るとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用すること。</li> </ul>
	<b>2.福祉医療経営指導事業</b>	<b>福祉医療経営指導事業</b>
	<p>次期中期目標期間においても引き続き、重点化したセミナーを開催するとともに、共同セミナーやブロック会議において情報提供等ノウハウの普及を図るものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ セミナーについては、民間と競合しない企画立案を行い、施設整備の事業計画の立案及び施設の機能強化に資する情報等の提供に重点化すること。 また、機構が有する病院等の経営指導のノウハウについては、民間金融機関等へ普及を行うこと。</li> </ul>
<b>3.社会福祉振興助成事業</b>	<b>社会福祉振興助成事業</b>	
<p>次期中期目標期間においても引き続き、毎年度、国が社会福祉政策を振興する上で政策的に必要なテーマを示し、当該テーマに重点化した助成事業によりNPO等への支援を実施するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 募集に当たっては、国が示した社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマに重点化し、毎年度、助成方針を定め公表すること。</li> </ul>	



# 独立行政法人福祉医療機構 第3期中期目標・中期計画（案）の概要

	「見直し案」	目標・計画（案）
<b>事務及び事業の見直し</b>	<b>4.退職手当共済事業</b>	<b>退職手当共済事業</b>
	<p>事業の動向を分析し、制度の安定的な運営を図るとともに、次期中期目標期間においても引き続き、電子届出システムの利用率の向上、届出書類の電子化及び簡素化を行うことにより、一層の事務処理の効率化を図るものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、事業の動向を分析し、制度の安定的な運営を図り、適正な実施に努めること。</li> <li>○ 提出書類の簡素化等により、利用者の手続き面での利便性の向上及び負担の軽減に努めること。</li> </ul>
	<b>5.心身障害者扶養保険事業</b>	<b>心身障害者扶養保険事業</b>
<p>次期中期目標期間においても引き続き、事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、事業の財政状況を検証するとともに、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等について、社会経済状況を踏まえて見直すものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。</li> <li>○ なお、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行なうこととしていることから、基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をすること。</li> </ul>	
<b>6.福祉保健医療情報サービス事業</b>	<b>福祉保健医療情報サービス事業</b>	
<p>次期中期目標期間においても引き続き、基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、効率的なシステム運用を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ WAMNET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに効率的なシステム運用を行うことを目的とし、その適正な実施に努めること。</li> </ul>	



# 独立行政法人福祉医療機構 第3期中期目標・中期計画（案）の概要

	「見直し案」	目標・計画（案）
事務及び事業の見直し	7.年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業	年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業
	<p>次期中期目標期間においても引き続き、機構は、国が立案する計画に従って、国と連携し必要な対応、広報等を行うとともに、事業を実施する期間については、引き続き、利用者にとって必要な資金を貸し付けるとともに、無理のない返済となるよう配慮した審査等を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、その適正な事業実施に努めること。</li> <li>○ なお、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じること。</li> <li>○ 業務運営に当たっては、見直しの基本方針に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じること。 また、引き続き、年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行うこと。</li> <li>○ 年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。</li> </ul>
	8.承継債権管理回収業務	承継債権管理回収業務
	<p>業務終了の時期を見据え、不良債権等早期処理方を策定・実施することで業務を縮小するとともに、引き続き効率的な業務運営等を図るものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえるとともに、当該業務終了の時期を見据え、その適正な業務実施に努めること。</li> </ul>



# 独立行政法人福祉医療機構 第3期中期目標・中期計画（案）の概要

	「見直し案」	目標・計画（案）
業務全般に関する見直し	<p>1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。</p>	<p>○ 業務管理（リスク管理）の充実            効率的かつ効果的な業務運営を行うとともに、業務の健全性及び適切性を確保するため、監査機能及びリスク管理機能等を強化するなど、ガバナンスの更なる高度化を図ること。            なお、内部統制については、更に充実・強化を図るものとし、その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にすること。            また、政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。</p>
	<p>2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。</p>	<p>○ 経費の節減            運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く。）については、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、平成24年度と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を節減すること。</p>
	<p>3 上記1及び2のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。</p>	<p>○ 不要資産の国庫納付            将来にわたり業務を確実に実施する上で必要なくなったと認められる財産（不要財産）を速やかに国庫納付すること。</p>